

高年齢者就業支援事業委託業務公募型プロポーザル 質疑回答

番号	質疑	回答
1	当事業における就職の定義（説明会時の質疑回答）	本人の希望する形での働き方を実現することです。
2	就職者数の目標はあるか（説明会時の質疑回答）	設定していません。
3	留意事項(エ)参加者の就職状況の確認に努めることについて ・どれくらいの期間で、一人何回程度確認する必要があるか (仕様書第4 業務内容の「2 合同企業説明会」の(1)カ 留意事項)	・企画提案書作成要領の6(3)②オ及び③オ にあるとおり、就職状況を把握するための手法や工夫は提案事項です。
4	留意事項(エ)参加者の就職状況の確認に努めることについて ・確認後はどのようなデータ(就職率や電話が繋がった割合等)を提出する必要があるか	・仕様書の第5(1)及び(2)により、実績報告として就職者数の報告を求めています。 ・仕様書の第6(4)により、仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議のうえ決定することとしています。
5	留意事項(エ)参加者の就職状況の確認に努めることについて ・セミナー及び合同企業説明会の参加者を就職するために、その方々への対応履歴や就職までのアドバイス履歴など、何かしらのシステムを使って残す必要があるのか	・対応履歴やアドバイス履歴等の保存、システムの活用に関して指定はありません。 ・企画提案書作成要領の6(3)②オ及び③オ にあるとおり、就職状況を把握するための手法や工夫は提案事項です。
6	合同企業説明会について 5社以上の企業選定について、業種が被っても問題ないか (仕様書第4 業務内容の「2 合同企業説明会」の(1)オ 開催規模)	・問題ありません。 ・企画提案書作成要領の6(3)③イ にあるとおり、企業の選定方法は提案事項です。